



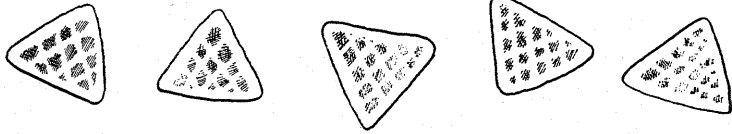
『幼児の教育』一〇〇巻に寄せて

岡田 正章

保育史・保育研究の第一資料

わが国の明治以降の保育史の通史的な書物は、文部省による『幼稚園教育九十年史』（昭和四十四年刊）、『幼稚園教育百年史』（昭和五十四年刊）の各一卷と、日本保育学会による『日本幼児保育史』（全三六巻）とが注目される。

日本保育学会による『日本幼児保育史』は、昭和三十一年に幼稚園創立八十周年を記念して学会の共同研究「本邦幼児保育史の研究」をテーマに七人のメムバーでスタートし、十五年間の研究を経て、昭和四十三年刊の第一巻から昭和五十年刊の第六



巻までがフレイベル館から刊行された。

私もそのメンバーの一人として共同で研究し、執筆した。この共同研究において、資料として、絶大なお陰を得たものが、『幼児の教育』誌であった。昭和三十年代には、まだコピー機など便利な機械はなく、必要な部分を手書きでノートに転記しなければならなかった。多大な労力と時間を要した。しかも、『幼児の教育』誌のバックナンバーは、当時はお茶の水女子大学の図書館に揃っているだけで、勤務大学での研究日をあてて、朝九時すぎから午後五時頃まで、一日中筆稿した。必要な部分を探し出す苦勞、そして転記することによる手腕の疲れ、大変な苦勞であったが、今はよくやったとなつかしい思い出である。

しかも、この苦勞によって他の類を見ないすばらしい日本保育学会によるすぐれた『日本幼児保育史』（全六巻）が刊行できたことは、大きな貢献をしたことと自負している。

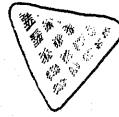
しかし、こうした共同研究が大きな成果をあげ得たその原動力に、『幼児の教育』誌に、明治・大正・昭和を通じて、他の何ものにも見出すことのできない、それぞれの時代における保育の状況、保育の論説、保育の課題が明確に収録されていたことによる。正に、保育史、保育研究のための第一資料の宝庫ということがができる。このことは、今後も変わらないであろう。また、それを期待したい。



幼稚園と保育所の関係

私のライフワークとしての研究テーマは幼稚園と保育所との関係である。このために研究成果を著書として、昭和四十五年に『日本の保育制度』（フレーベル館発行）、昭和五十七年に『保育制度の課題——保育所・幼稚園の在り方』（ぎょうせい発行）、昭和六十一年に『保育制度の展望』（ぎょうせい発行）の三書を公刊している。何れも、幼保関係研究上の基礎的文獻として位置づけられていることに喜びをかみしめている。

私の保育研究の出発点は、昭和二十四年に卒業した広島文理科大学（現在の広島大学大学院修士課程）での卒業論文としてフレーベル研究にとりくんだことに始まる。その頃から、これ程大切な幼児期の保育をすべての幼児にひとしく開放しなければならぬと考え始めていた。そのことへの研究意欲が大きくゆり動かされたのは、『幼児の教育』誌第五十巻第九号（昭和二十六年）に収録された『幼児保育施設一元化問題』と題する研究報告であった。これは、日本保育学会が最初の共同研究として行った結果を、この『幼児の教育』誌に公表したものであった。質問紙法によって保育学会員四一六人からの回答から考察したものである。そのなかの一質問「幼稚園と保育所との制度上の区別をまったく廃して法令上一つのものにするがよい」に対し、



賛成するものが幼稚園関係者で約五十一パーセント、保育所関係者で約六十六パーセント、これに反対するものが幼稚園関係者で約三十パーセント、保育所関係者で約十七パーセントであった。

それから本年が『幼児の教育』発刊一〇〇年ということで、ちょうど五十年に当たる。改めて、この問題の今日的状況について拙論を投じてみたい。

本年一月、政府は、簡素・効率的・透明な政府を実現することをめざし、かねてから政府所管の諸会議・委員会で検討してきた中央省庁等の改革を行なった。そのなかで、行政改革会議では、次のような検討が行なわれている。

「幼稚園と保育所の関係は長年の懸案である。少子化が進む中で縦割り行政を続ける余裕はなく、一本化あるいは共管とすべきである。……幼稚園は教育なので長時間はできないが、保育所は生活の一環であり、両者は生活スタイルも異なる。両方の機能は必要であるが、同じ施設で両方の機能を担うこともできるはずであるのに、縦割り行政によりそれがなかなかできず、利用者の負担が増している。利用者のニーズに応じた行政が展開できるようにすべきであるとの意見があった。」

しかし、新たに発足した中央省庁のうち、保育所の所管は厚生労働省、幼稚園の所管は文部科学省であり、保育行政は従来同様縦割り行政のままとなった。行政組織を国民の望むものとするのがきわめて困難なものであることが明らかにされた。



しかし、幼稚園と保育所との関係を、幼保一元化・保育一元化のテーマのもとで長年追求している理念は普遍的である。それは、すべての幼児に、それぞれの幼児の発達に即して、ひとしく家庭・地域での教育に並び、友だちとのかわりにおける教育を享受できるように機会を開放すべきであり、かつ、それを受けるに当たって、そのために要する費用につき、保護者負担が公正の原理に立脚したものとなるべきであるとするものである。

こうした、教育の機会均等の幼児期版を推進するに当たって、前述の理念に必ずしも立脚するものとはいえないが、わが国の少子化の進行は、国民、とくに幼児をもつ保護者の要望にこたえるべく、行政サイドに、幼稚園と保育所の垣根を低くする対応が迫られ、その過程において、幼保一元化・保育一元化の理念が具現される状況が現実化される可能性がみられてきている。

そのことは、都市と農村では、異なった様相において現われてきているが、幼稚園と保育所との垣根が低くなり、これを行政側が主導的に進めてきている。平成十年、時の文部省・厚生省はそうしたことを承認あるいは推奨するようで「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」を共同で全国の知事教育委員会等に通知した。

農村では、同一町村に公立の幼稚園・保育所を別々に設置していたが、幼児人口の著しい減少で、両者を一園に合併し、一施設においてその役割を果たし、財政の効率



化を図ろうとしている。三歳以上児の保育は、幼稚園児が降園する時刻まで、同一年齢の幼児は幼稚園・保育所の幼児が同一クラスで行われている。

都市では、乳幼児をもつ母親のなかに、子育てと就労とを両立させるよう、長時間の保育を求めるひが増している。保護者のなかには、三歳からは幼稚園での保育を希望し、そこでの長時間保育を要請している。このため、幼稚園での預かり保育が一般化してきている。市のなかには、三歳未満児の要保育児童に対する保育所増設が財政上困難の場合、これを、定員割れの幼稚園の施設設備を改築し、ここでそのニーズにこたえようとしている。そのための市費を保育所に支弁すると同じように幼稚園に支出している。

このような姿で、幼稚園と保育所とは、形式的な建前としての二元化が、実質的には一元的な運営を生み出してきた。何れの型においても、長時間保育の幼児と短時間保育の幼児がともに育ち合っていく保育施設での保育の在り方を掘り下げ、幼保一元化がめざす教育の機会均等が幼児と幼児をもつ保護者に名実ともにプレゼントできる保育界を創り出したい。これから五十年後、この問題がすばらしく解決されていることを祈念したい。

(明星大学名誉教授)